

市立札幌病院 「治験の依頼等に係る統一書式」
押印省略に関する業務手順書

「治験の依頼等に係る統一書式」押印省略に関する業務手順書

(目的)

第1条 本手順書は、「治験の依頼等に係る統一書式」（以下、「統一書式」という）の押印を省略する際の手順を定めるものとする。

(条件)

第2条 押印省略は治験依頼者との合意を前提とする。

(適応範囲)

第3条 省略可能な押印は、統一書式における「臨床研究審査委員長」「実施医療機関の長（以下「病院長」という。）」「治験責任医師」の印章とする。

(責任と役割)

第4条 臨床研究審査委員長、病院長及び治験責任医師は、各々の責務で作成すべき文書の作成責任を負う。なお、「市立札幌病院治験に係わる業務手順書、市立札幌病院臨床研究審査委員会業務手順書」（以下、「業務手順書」という。）、「治験分担医師・治験協力者リスト」又は治験施設支援機関との契約において、文書の作成及び授受等の事務的作業の支援又は委託を規定している場合は、規定の範囲において当該業務支援者に業務を代行させることができるが、最終責任は各文書の作成責任者が負うこととする。

(記録の作成)

第5条 第4項に従い作成責任者以外が事務的作業を代行する際は、業務手順書に則って文書を作成する。なお、業務手順書等に規定のない事項については、作成責任者への確認依頼日や承認日又は指示事項等を残すなど、作成責任者の指示が検証可能なような措置を講じる。

(記録の作成が不要な場合)

第6条 作成責任者が直接手書きした文書又は押印、署名等で作成者が検証可能な場合、第5項の対応は不要とする。

(文書の作成日)

第7条 業務支援者が文書を作成した日を当該文書の作成日とする。ただし、作成責任者が記名押印又は署名した文書については、作成責任者が記名押印又は署名した日を当該文書の作成日とする。なお、文書の再発行が必要な場合は、新たに作成した日を当該文書の作成日とし、当該文書に再発行である旨及び再発行理由を記載し、旧文書と共に保存する。

(電磁媒体での文書の授受について)

第8条 文書の授受については、書面又は電磁媒体のいずれの方法で行ってもよいものとする。業務支援者は、電磁媒体で文書の授受を行う場合、受信側での改変ができないよう予防措置（書き込みパスワードの設定、改変困難な画像形式のファイルへの変換等）を講じたうえで、文書（ファイル）を送付する。当該ファイルを送信する際には、ファイルの取り違い、送信先間違い等がないことを確認のうえ送信する。

(電磁媒体で受領した文書の保存について)

第9条 業務支援者は、電磁媒体で文書を受領した場合、該当文書を印刷のうえ保存する。

附則

- 1.この手順書は、令和8年9月1日から施行する。
- 2.この手順書の施行日前に、施行日以降に開催される治験審査委員会での審議、または病院長による承認を要する目的で作成・提出された書類については、改定後の規定を適用し、押印を省略することができる。

(参考：各文書の責任権限)

＜臨床研究審査委員長が受領又は作成する文書＞

該当文書：書式4、5、16、17、18

- 【臨床研究審査委員長】・臨床研究審査委員長が作成すべき文書に関し、作成責任を負う。
- 【業務支援者】
 - ・病院長又は治験依頼者から提出された文書を受領し保管する。
 - ・臨床研究審査委員会の審査結果等を確認のうえ、業務手順書に基づき「治験審査結果通知書（書式5）」を作成、交付する。

＜病院長が受領又は作成する文書＞

該当文書：書式1、2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18

- 【病院長】
 - ・病院長が作成すべき文書に関し、作成責任を負う。
- 【業務支援者】
 - ・治験依頼者、治験責任医師又は臨床研究審査委員長から提出された文書を受領し保管する。
 - ・業務手順書に基づき、病院長が作成すべき文書を作成、交付する。

＜治験責任医師が受領又は作成する文書＞

該当文書：書式1、2、5、6、10、11、16、17、18

- 【治験責任医師】
 - ・治験責任医師が作成すべき文書に関し、作成責任を負う。
- 【業務支援者】
 - ・治験依頼者、病院長又は臨床研究審査委員会から提出された文書を受領し保管する。
 - ・業務手順書に基づき、治験責任医師が作成すべき文書を作成、交付する。

該当文書：書式8、12、13、14、15

- 【治験責任医師】
 - ・該当文書に関し、指示を決定し作成責任を負う。
 - ・業務支援者が作成した文書を確認し、記名押印又は署名する。
- 【業務支援者】
 - ・治験責任医師の指示に基づき、該当文書を作成する。
 - ・治験責任医師による記名押印又は署名後、業務手順書に基づき、該当文書を交付する。

＊治験責任医師の見解等が治験関連手続き文書に直接記載され（治験責任医師の指示に基づき業務支援者が記載した場合を含む）、原資料に当該記載がない場合、治験責任医師は当該治験関連手続き文書に記名押印又は署名する。